

平成27年第1回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 3月3日～3月25日：23日間)

月 日	曜	本会議	委員会	審査事項
3月 3日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 選挙第1号 3. 承認第1号～第2号 4. 議案第1号～第28号 [議案上程・提案理由説明]
3月 4日	水	休 会		
3月 5日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第1号～第2号 3. 議案第1号～第18号 [質疑・討論・採決・委員会付託]
3月 6日	金	休 会		
3月 7日	土	休 会		
3月 8日	日	休 会		
3月 9日	月	休 会	委 員 会	
3月10日	火	休 会	委 員 会	
3月11日	水	休 会	委 員 会	
3月12日	木	休 会		
3月13日	金	開 議 午後1時30分		1. 議案第1号～第16号 議案第19号～第28号 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」 「 委員会付託 」
3月14日	土	休 会		
3月15日	日	休 会		
3月16日	月	休 会	委 員 会	
3月17日	火	休 会	委 員 会	
3月18日	水	休 会	委 員 会	
3月19日	木	休 会	委 員 会	
3月20日	金	休 会	委 員 会	
3月21日	土	休 会		
3月22日	日	休 会		
3月23日	月	休 会		
3月24日	火	休 会		
3月25日	水	開 議 午前10時		1. 議案第19号～第28号 2. 意見書案第1号～第5号 3. 追加議案 「 委員長報告・議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第1回中間市議会定例会

平成27年3月3日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、平成26年12月1日、12日、平成27年2月3日、12日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- (1) 一般会計及び特別会計等 平成26年度9月分～11月分
- (2) 水道事業会計 平成26年度9月分～10月分

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、平成26年12月1日、19日、平成27年1月5日、9日、23日、2月12日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- (1) 環境保全課 平成25年度
平成26年度 (平成26年4月～8月)
- (2) こども未来課 平成25年度
平成26年度 (平成26年4月～8月)
- (3) 介護保険課 平成25年度
平成26年度 (平成26年4月～9月)
- (4) 福祉支援課 平成25年度
平成26年度 (平成26年4月～9月)
- (5) 消防本部 平成25年度
平成26年度 (平成26年4月～10月)
- (6) 土木管理課 平成25年度
平成26年度 (平成26年4月～10月)

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査報告書を、平成26年12月19日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

- (1) 中間市シルバー人材センター 平成24年度、平成25年度

4. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を、平成27年3月

2日付で市長から下記のとおり受領した。

記

(1) 損害賠償の額を定め、和解することについて

・相手方



・事故の概要

事故発生日時 平成27年2月6日 午前9時20分頃

事故の発生場所 中間市蓮花寺三丁目1番2号付近

事故の状況 中間市中央公民館から道路へ出る際に道路に路上駐車していた相手方車両に接触したもの

・損害賠償の額 125,000円

(意見書の提出)

平成26年12月16日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

記

(1) 農業・農協改革に関する意見書

(2) 消費税10%への増税中止を求める意見書

(3) 地域の中小企業振興策を求める意見書

(4) 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書

議事日程 (第1号)

平成27年 3月 3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第1号 中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員の選挙
- 日程第 3 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (損害賠償の額を定め、和解することについて)
- (日程第3 提案理由説明)
- 日程第 4 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (権利の放棄の変更について)
- (日程第4 提案理由説明)
- 日程第 5 第1号議案 平成26年度中間市一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第 6 第2号議案 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第4号)
- 日程第 7 第3号議案 平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 8 第4号議案 平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 9 第5号議案 平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第10 第6号議案 平成26年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
- (日程第5～日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第7号議案 中間市行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第8号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第9号議案 中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第10号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第11号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第16 第12号議案 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第17 第13号議案 中間市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
- (日程第11～日程第17 提案理由説明)
- 日程第18 第14号議案 中間市屋外広告物条例

(日程第18 提案理由説明)

日程第19 第15号議案 中間市道路線の認定について

日程第20 第16号議案 中間市道路線の変更について

(日程第19～日程第20 提案理由説明)

日程第21 第17号議案 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請の変更について

(日程第21 提案理由説明)

日程第22 第18号議案 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

(日程第22 提案理由説明)

日程第23 第19号議案 平成27年度中間市一般会計予算

日程第24 第20号議案 平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業予算

日程第25 第21号議案 平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計予算

日程第26 第22号議案 平成27年度中間市地域下水道事業特別会計予算

日程第27 第23号議案 平成27年度中間市公共下水道事業特別会計予算

日程第28 第24号議案 平成27年度中間市公共用地先行取得特別会計予算

日程第29 第25号議案 平成27年度中間市介護保険事業特別会計予算

日程第30 第26号議案 平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計予算

日程第31 第27号議案 平成27年度中間市水道事業会計予算

日程第32 第28号議案 平成27年度中間市病院事業会計予算

(日程第23～日程第32 提案理由説明)

日程第33 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1番 堀田 英雄君	2番 植本 種實君
3番 田口 善大君	4番 小林 信一君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 草場 満彦君	10番 中尾 淳子君
11番 山本 慎悟君	12番 佐々木晴一君
13番 安田 明美君	14番 中野 勝寛君
15番 原田 隆博君	16番 下川 俊秀君
17番 井上 太一君	18番 片岡 誠二君
19番 米満 一彦君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
総合政策部長	………	柴田精一郎君	市民部長	………	高橋 洋君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
教育部長	………	松尾 壮吾君			
環境上下水道部長	………				永野 博之君
市立病院事務長	…	芳野 文昭君	消防長	………	須本 弘幸君
総務課長	………	園田 孝君	財政課長	………	田代 謙介君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君			
人権男女共同参画課長	………				蛙田 由美君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	こども未来課長	…	船津喜久男君
介護保険課長	………	小南 敏夫君	土木管理課長	………	藤田 晃君
都市整備課長	………	間野多喜治君	上水道課長	………	久野 裕彦君
下水道課長	………	濱田 孝弘君	市立病院課長	………	末廣 勝彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	岡 和訓君
書記	船元 幸徳君	書記	熊谷 浩二君

午前9時57分開会

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。

ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しております。これより平成27年第1回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してありとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月25日までの23日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、23日間と決しました。

日程第2. 選挙第1号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、選挙第1号中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員に是松勝君、大八木力君、藤本利彦君、石井孝康君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員に当選されました。

日程第3. 承認第1号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第3、承認第1号の専決処分を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

承認第1号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

平成26年4月25日午前11時30分ごろ、中間市通谷二丁目在住の女性が、中間市道路線であります御館通谷線を歩行していたところ、歩道端にある水抜き穴に落ち、膝及び顔を強打した上、眼鏡を破損し、右足を骨折いたしました。

この件に係る損害につきましては、本市が加入しております損害保険会社におきまして、損害賠償の額が25万2,580円と算定されました。

本件につきましては、相手方に対しまして早急に治療費を賠償する必要がありましたことから、相手方と本年1月6日付で損害賠償の額を25万2,580円とし、和解することにつきまして専決処分をいたしました。

なお、賠償金25万2,580円は、損害保険会社から相手方に直接支払っております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(堀田 英雄君)

ただいま議題となっております専決処分に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第4. 承認第2号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第4、承認第2号の専決処分を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

承認第2号権利の放棄の変更につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりまして、ご報告申し上げます。

第三セクター等改革推進債を活用した中間市土地開発公社の解散につきましては、昨年

9月の定例会におきまして、また権利の放棄につきましては、昨年12月の定例会におきまして、それぞれ議決をいただいておりますが、本年1月に総務省の第三セクター等改革推進債に係るヒアリングが実施され、その際、計画の変更につきまして、指摘を受けたことに伴い、権利の放棄の内容を変更したものでございます。

変更の内容といたしましては、権利の内容につきまして、債権を保有している理由及びその額を「代位弁済する3億9,601万7,575円」から、「中間市が貸し付けた3億9,600万円」に、求償権の額を「1億9,554万9,575円」から「1億9,553万2,000円」に変更したものでございます。

この専決処分につきまして、中間市土地開発公社は、平成26年度中に解散することになっておりますが、解散するに当たりまして必要となる福岡県知事の認可をいただくのに、おおむね1カ月の期間を要すること、また解散登記完了後に、福岡県知事への報告が必要であることから、このたび専決処分を行ったものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております専決処分に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 5. 第1号議案

日程第 6. 第2号議案

日程第 7. 第3号議案

日程第 8. 第4号議案

日程第 9. 第5号議案

日程第10. 第6号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第5、第1号議案から日程第10、第6号議案までの平成26年度各会計補正予算6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第1号議案平成26年度中間市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由を申し上げます。

国において、経済の好循環を確かなものとするとともに、地方にアベノミクスの効果を広く行き渡らせることを目的とし、取りまとめられました地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に基づく補正予算が成立いたしております。この補正予算により、地方公共団体が実施する消費喚起施策や地方版総合戦略に基づいた施策に対し、措置される地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されております。

本市といたしましても、この有利な財源を最大限に活用するため、平成27年度執行事

業を一部前倒し計上しており、地域の消費喚起、住民の生活支援に寄与する事業に早期に着手し、市民の皆様が地域経済の活性化を実感できる中間市独自の施策に積極的に取り組むことで、平成27年度予算へと切れ目なくつながる予算編成といたしております。

なお、この補正予算につきまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金の対象となる事業費といたしまして、総額で1億5,440万円を計上いたしております。主な事業といたしましては、地域消費喚起・生活支援型事業といたしましてご好評をいただいておりますプレミアム付商品券の発行事業を、プレミアム率を10%から20%に増加し、実施いたします。

なお、このプレミアム付商品券の発行につきましては、年2回の販売で例年を上回る2万5,000冊の販売を予定しており、うち1回につきましては、世界遺産登録記念として発行し、世界遺産登録の祝賀ムードの中で、さらなる地域経済の活性化を図ります。

また、65歳以上の高齢者、障がい者の低所得者を対象に3,000円の商品券を発行する高齢者・障がい者支援事業、また2歳以下の子どもがおられます低所得者世帯及び3人以上の子どもがいる多子世帯に対しまして、8,000円の商品券を発行する子育て支援事業等、市民の皆様幅広く行き渡る事業を計上いたしております。

加えまして、地域創生先行型事業といたしまして、中間市の観光施策の拠点となる地域交流センターから遠賀川水源地ポンプ室をつなぐシャトルバスの運行事業、観光客に遠賀川水源地ポンプ室を詳しく紹介するタブレットサイト構築事業等を計上し、世界遺産を核とした中間市の新たな観光事業の推進を図っていくつもりでございます。

次に、そのほかの補正予算の主なものでございますが、総務費におきましては、底井野小学校区の校区まちづくり協議会の拠点整備事業に540万円を計上いたしております。

民生費におきましては、待機児童対策といたしまして、施設の増築等を実施する民間保育所への施設整備費補助金を3,130万円計上し、子育て支援を推進してまいります。

教育費におきましては、市内全小中学校の屋内運動場の天井等落下防止事業に3億9,120万円を計上し、児童生徒が安心して過ごせる教育環境の整備、避難所としての防災機能の強化を図ります。

また、特別会計の繰出金につきましては、国民健康保険事業について、保険基盤安定繰出等の基準内繰出金を3,280万円、国民健康保険事業への財政支援としての基準外繰出金を2億円、合計で2億3,280万円を計上いたしております。

また、その他の特別会計の繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金を20万円、病院事業特別会計繰出金を1,010万円増額し、介護保険事業特別会計繰出金を150万円減額いたしております。

次に、歳入につきましては、国の1次補正により地方交付税が増額されたことに伴い、普通交付税を640万円追加いたしております。

国庫・県支出金につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金1億4,430万円、小中学校の屋内運動場の天井等落下防止対策事業に伴う学校施設環境改善交付金1億

2,950万円の追加等により、合わせまして1億8,670万円の増額といたしております。

財産収入につきましては、企業誘致促進事業用地500坪の売却が平成26年12月に決定しましたことから、売却収入2,500万円を計上いたしております。これによりまして、企業誘致促進事業用地の売却が全て完了いたしております。

また、市債につきましては、小中学校の屋内運動場の天井等落下防止対策事業の増額等に伴い、1億1,030万円を増額計上いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ10億8,070万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ187億9,080万円とするものでございます。

今回の補正予算につきまして議決いただきましたならば、早期の事業執行に積極的に取り組み、地域経済の活性化に推進してまいりたいと思っております。

どうぞご審議のほど、よろしくごお願い申し上げます。

続きまして、第2号議案平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費といたしまして、2,580万円追加いたしております。

また、直営診療施設に対する補助金決定により、直営診療施設繰出金を2,110万円追加いたしております。これは、国民健康保険直営診療施設でございます、中間市立病院での事業に対する補助金を中間市特別会計国民健康保険事業で受け入れ、病院事業会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入につきましては、一般被保険者国民健康保険税を2,110万円、歳出の一般被保険者療養給付費及び直営診療施設繰出金増額に伴い、国庫療養給付費等負担金を820万円、国庫財政調整交付金を2,430万円追加いたしております。

また、法定繰入金確定に伴い、保険基盤安定繰入金を2,390万円、財政安定化支援事業繰入金を780万円追加いたしております。

平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業の決算見込みでは、昨年度に続き、大変厳しい財政状況でございます。このことから、当市の一般会計からの法定外繰入金といたしまして、国民健康保険税及び医療費支援繰入金を2億円追加いたしております。

また、歳入欠陥補填収入につきましては、2億3,140万円減額をいたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ4,970万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,093万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくごお願い申し上げます。

次に、第3号議案平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、歳入におきまして、平成26年度住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の歳入見込みが6,580万円となりましたことから、県支出

金を6,280万円追加するものでございます。

また、貸付金元利収入を6,280万円減額し、4億4,290万円とするものでございます。

以上により、予算の総額につきましては、補正前と変わらず、歳入歳出それぞれ5億876万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、第4号議案平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、介護認定審査事務といたしまして、主治医意見書作成手数料を60万円減額いたしております。

また、地域支援事業費におきまして、二次予防事業に要する経費としまして、嘱託職員賃金及び介護予防事業委託料として200万円、一次予防事業に要する経費として、報償費、通信運搬費及び備品購入費、これに100万円。

任意事業に要する経費といたしまして、手数料、委託料及び扶助費360万円をそれぞれ減額し、諸支出金といたしまして、国庫償還金100万円、県償還金50万円を追加し、基金積立金におきましては、介護給付費準備基金積立金を180万円追加いたしております。

次に、歳入の主なものといたしまして、65歳以上の第1号被保険者介護保険料30万円、事業所からの返納金等の諸収入180万円を追加し、また介護予防事業利用者使用料及び任意事業利用者使用料90万円、国庫支出金180万円、支払基金交付金80万円、県支出金90万円、一般会計繰入金150万円をそれぞれ減額いたしております。

以上により、保険事業勘定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ395万円を減額し、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,232万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第5号議案平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合への納付金を1,210万円追加いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、後期高齢者医療保険料を220万円減額し、保険基盤安定繰入金を20万円、前年度繰越金を1,410万円追加いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1,217万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,757万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第6号議案平成26年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

収益的収入につきましては、病院事業収益の医業収益を2,203万円減額いたしております。この主な理由といたしましては、外来患者数の減少に伴い、外来収益が減少したことによるものでございます。

また、医業外収益を861万円追加いたしております。これは、主に一般会計からの負担金でございます。

また、支出につきまして、病院事業費用を1,300万円減額しております。この内容といたしましては、薬品等材料費を1,300万円減額したことによるものでございます。

この結果、病院事業収益における予算の総額を21億5,558万5,000円、また病院事業費用における予算の総額を21億5,359万7,000円とするものでございます。

次に、資本的収入につきまして、ご説明申し上げます。

資本的収入につきましては、固定資産整備企業債を4,890万円減額し、他会計負担金交付金を2,175万円追加いたしております。これは主に、医療機器購入に伴う国からの補助金を特別会計国民健康保険事業からの負担金として受け入れるものでございます。

また、支出につきましては、器械備品等購入費を4,762万円減額いたしております。これは、医療器械購入を抑えたことによるものでございます。

この結果、資本的収入における予算の総額を9,996万5,000円、また資本的支出における予算の総額を1億949万円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額952万5,000円につきましては、全額を損益勘定留保資金で補填することといたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計補正予算6件に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第11. 第7号議案

日程第12. 第8号議案

日程第13. 第9号議案

日程第14. 第10号議案

日程第15. 第11号議案

日程第16. 第12号議案

日程第17. 第13号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第11、第7号議案から日程第17、第13号議案までの条例改正7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第7号議案中間市行政手続条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成26年6月に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、本市の機関が行う行政指導の相手方が、当該行政指導につきまして、法律または条例に規定する要件に適合しないと判断したときに、当該市の機関に対して行政指導の中止、その他必要な措置を求めることができることとなるものでございます。

また、条例、規則等に違反する事実がある場合におきましては、違反者に対して市の機関が処分または行政指導を行わないときは、第三者が市の機関に対して処分または行政指導を行うよう求めることができることとなるものでございます。

なお、条例における用字、用語の見直しにつきましても、あわせて行っております。

また、条例の施行日といたしましては、法律の施行日に合わせ、平成27年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第8号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成26年度の人事院勧告に基づき、期末勤勉手当の支給割合の変更並びに住居手当及び通勤手当を国の基準に合わせて支給する改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、まず6月の勤勉手当の支給割合を1.9月分から1.975月分に、12月の勤勉手当の支給割合を2.2月分から2.125月分に変更するものでございます。

次に、持ち家に居住する職員に対し、月額2,500円の支給を行っております住居手当につきましては、国の基準に合わせて、不支給とするものでございます。

最後に、通勤手当でございますが、国の基準に合わせて、支給区分及び支給額の変更を行うものでございます。

今回の住居手当及び通勤手当の変更に伴い、年間約560万円の職員の人件費削減となる予定でございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成27年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第9号議案中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

急速な少子化の進行に伴い、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法を初めとする「子ども・子育て関連3法」が

平成24年8月22日に公布され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

現在、保育所の保育料は、公立保育所、私立保育所ともに、児童福祉法第56条第3項の規定により、徴収することができるかとされております。

しかしながら、子ども・子育て支援新制度施行に伴う児童福祉法の一部改正によりまして、平成27年4月からの私立保育所の保育料徴収については、子ども・子育て支援法附則第6条第4項に徴収根拠規定があるものの、公立保育所については徴収根拠規定が存在しないため、地方自治法第225条及び第228条第1項の規定による公の施設の使用料として条例で規定する必要が生じたため、一部改正を行うものでございます。

また、公立保育所で実施しております時間外保育事業及び一時預かり事業の保育料の徴収根拠につきましても、あわせて規定するものでございます。

なお、具体的な保育料の金額は、当該条例で定める額を限度として規則で定めることとし、私立保育所の保育料につきましても、同一の基準を適用することといたしております。

条例の施行期日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日に合わせて、平成27年4月1日といたしております。

今後の予定といたしましては、新制度における利用者負担額を利用者へ周知し、平成27年4月からの新制度施行に向けて準備を進めていく予定でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

第10号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

介護保険法の規定により、市町村は3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとなっており、平成27年度から平成29年度までの3カ年が第6期介護保険事業計画期間となっております。この第6期介護保険事業計画を作成するに当たり、各専門分野及び被保険者の立場から総合的な意見を取り入れるための第6期中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会を設置し、本市のさまざまな条件を総合的に勘案し、調査及び検討を行った結果、介護保険条例の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、介護保険法施行令の改正による介護保険料段階の見直しに伴い、経過措置としまして設けられた特例第3段階及び特例第4段階も含めた、現在の11段階から13段階へと改正することにより、さらに負担能力に応じた保険料設定を行うものでございます。

介護保険料につきましては、保険給付費の一定割合を65歳以上の第1号被保険者の保険料で賄うこととされておりますことから、第6期介護保険事業計画期間における介護保険サービス給付費の見込みに基づきまして、第1号被保険者で賄う介護保険料額を算出しました結果、介護保険料基準額では月額4,798円から5,779円、年額では5万7,576円から6万9,348円への引き上げとなっております。

引き上げの要因といたしましては、平成12年に介護保険制度が施行されて以降、市民の皆様に広く浸透してきたことや、高齢者数の増加が主な要因でございますが、制度の根

幹であります高齢者の介護を社会全体で支え合うための必要な負担となっております。

また、地域支援事業に位置づけられました介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、全保険者について平成29年度までに実施することが義務づけられましたことから、住民主体の取り組みも含め、多様な主体による柔軟な取り組みを検討しているところでございます。

今後、高齢者が可能な限り、住みなれた地域で自分たちで生活が送れるよう、介護保険制度の適正な制度運営に努めてまいり所存でございます。

なお、条例の施行日といたしましては、法令の施行日に合わせ、平成27年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第11号議案、第13号議案について、提案理由を申し上げます。

第11号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、及び第13号議案中間市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例につきましては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成26年6月20日に公布され、本年4月1日に施行されることに伴い、第11号議案は関係する条例の一部を一括して改正するもの、及び第13号議案は条例の全部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしまして、まず第11号議案におきましては、教育長と教育委員長を一本化し、新たに特別職となる教育長を置くことに伴いまして、教育委員長に関する部分を教育長に改正し、また削除いたしております。

また、特別職報酬等審議会条例及び特別職の給与等に関する条例に、教育長を適用させる改正を行っております。

次に、第13号議案につきましては、教育長が特別職となることから、中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の全部を改正し、教育長の給与及び旅費に関する規定の削除、職務に専念する義務の免除に関する規定の追加を行っております。

また、条例における用字、用語の見直しにつきましても、あわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、法律の施行日に合わせ、平成27年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第12号議案介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の施行に伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、「中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」及び「中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」につきましては、同様の基準を定める厚生労働省令において基本方針の内容の変更、設備及び備品等の届け出に関する内容の新設、複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護へのサービス名称の変更がなされたことから、同様の改正を行うものでございます。

次に、「中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」につきましては、同様の基準を定める厚生労働省令において、指定介護予防支援及び基準介護予防支援の具体的取り扱い方針の介護予防訪問看護計画書の届け出等に関する内容が追加されたことから、同様の改正を行うものでございます。

また、これらの条例中の用字、用語の見直しも、あわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、省令の施行日に合わせ、平成27年4月1日としたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例改正7件に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第18. 第14号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第18、第14号議案中間市屋外広告物条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第14号議案中間市屋外広告物条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、景観形成の重要な要素であります屋外広告物を本市独自の条例で規制誘導することにより、本市の景観資源を生かしながら、本市の魅力を次世代に引き継ぎ、特性に応じた良好な景観形成を推進するとともに、世界遺産候補周辺の景観を守るために制定するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、屋外広告物法第28条に規定されております景観行政団体である市町村の特例等に基づき、同法第4条に規定されております広告物の表示等の制限や、同法第5条に規定されております広告物の表示方法等の基準を定めるものでございます。

また、世界遺産登録に向け、構成資産であります新日鐵住金遠賀川水源地ポンプ室の周辺を屋外広告物の禁止区域に定めることができるものとなっております。

なお、本条例の施行日につきましては、平成27年6月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第14号議案に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第19. 第15号議案

日程第20. 第16号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第19、第15号議案及び日程第20、第16号議案の市道路線2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第15号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回認定をいたします路線は、上蓮花寺13号線及び弥生団地28号線の2路線でございます。上蓮花寺13号線及び弥生団地28号線の両路線につきましては、従来から当該地区住民の生活道路として利用されているため、認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、上蓮花寺13号線にあつては、幅員5.1メートル、実延長65.8メートル、弥生団地28号線にあつては、幅員4.1メートル、実延長19.8メートルでございます。

以上のとおり、2路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、第16号議案中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回変更いたします路線は、下蓮花寺18号線及び御苗代6号線の2路線でございます。下蓮花寺18号線及び御苗代6号線の両路線につきましては、民地との接道が確保できていないことから、路線を延長し、接道を確保するために変更するものでございます。

道路の概要といたしましては、下蓮花寺18号線にあつては、幅員6メートル、実延長15.48メートルを幅員6.5メートル、実延長16.54メートルに変更いたします。

また、御苗代6号線につきましては、幅員5.95メートル、実延長64.49メートルを幅員5.43メートル、実延長69.84メートルに変更するものでございます。

以上のとおり、2路線を変更するに当たり、道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております市道路線2件に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第21. 第17号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第21、第17号議案第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第17号議案第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請の変更について、提案理由を申し上げます。

この第三セクター等改革推進債に係る許可申請につきましては、地方財政法第33条の5の7第3項の規定に基づき、平成26年12月定例会市議会におきまして、既に議決をいただいております。

しかしながら、議決後の本年1月に許可権者でございます福岡県と総務省が協議をした結果、第三セクター等改革推進債の対象経費を、中間市土地開発公社の解散に伴い必要となる債務保証に要する経費から、中間市土地開発公社の解散に伴い必要となる短期貸付金に要する経費へ変更する旨の指導がなされました。これに伴いまして、起債の目的及び限度額に変更が生じたので、変更の議決を求めるものでございます。

変更の内容といたしましては、起債の目的を「中間市土地開発公社の解散に伴い必要となる債務保証に要する経費に充てるため」から、「中間市土地開発公社の解散に伴い必要となる短期貸付金に要する経費に充てるため」に、起債の限度額を「3億9,600万円」から「3億5,700万円」にそれぞれ変更するものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第17号議案に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第22. 第18号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第22、第18号議案福岡縣市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第18号議案福岡縣市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案理由を申し上げ

ます。

平成27年4月1日から「有明広域葬祭施設組合」の名称が、「有明生活環境施設組合」に変更されることに伴いまして、地方自治法第286条第1項の規定により、福岡県市町村職員退職手当組合理約を変更するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第18号議案に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第23. 第19号議案

日程第24. 第20号議案

日程第25. 第21号議案

日程第26. 第22号議案

日程第27. 第23号議案

日程第28. 第24号議案

日程第29. 第25号議案

日程第30. 第26号議案

日程第31. 第27号議案

日程第32. 第28号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第23、第19号議案から日程第32、第28号議案までの平成27年度各会計予算10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第19号議案から第28号議案までは関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第19号議案となります平成27年度中間市一般会計予算につきまして、市政運営の所信の一端を申し述べますとともに、その概要についてご説明申し上げます。

平成27年のことしは、中間市にとりましても大変大きな節目となる年でございます。それは申すまでもなく、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産でございます遠賀川水源地ポンプ室のユネスコ世界文化遺産登録が目の前に迫っているということでございます。

登録決定に向けまして全力で取り組みを推進するとともに、晴れて登録が決まりましたならば、市民の皆様と喜びを分かち合い、その後は、「世界遺産のあるまち なかま」としての、中間市の魅力を国内外に発信して、これまでにない元気で明るい、人のたくさん集まるにぎやかなまちづくりができるものと期待いたしております。

また、昨年成立いたしました、まち・ひと・しごと創生法では、地方自治体はみずからの責務といたしまして、地方創生の施策を実施することとされ、これまで以上に各自自治体の創意工夫と努力が求められております。

本市にとりましても、地方創生は喫緊の課題であることから、中間市まち・ひと・しごと創生本部を2月に立ち上げ、地域の活性化に向けての総合戦略を策定することといたしております。

また、国の平成26年度第1次補正予算等々活用しながら、平成27年度当初予算を一部前年度に前倒しすることで、地元経済の浮揚対策に速やかに取り組み、また財政的にも有利な財源活用となることから、景気対策、財政基盤強化の両面において、効率的な13カ月予算といたしております。

それでは、歳出の主なものをご紹介します。

まず、議会費におきましては、地方議会議員年金制度の廃止に伴います経過措置としての給付に要する負担額は、前年度と比べまして1,000万円増額の5,830万円となっております。

総務費におきましては、遠賀川水源地ポンプ室の世界文化遺産登録実現を踏まえて、記念式典及び国際シンポジウムの開催経費、プロモーション映像作成経費、その後の保全管理経費等で総額3,300万円を計上し、登録に向けた最後の取り組みを推進するとともに、登録後は「世界遺産のあるまち なかま」としてのPR活動を積極的に行ってまいります。

また、中間南校区に乗り合いタクシーを新規に運行する経費といたしまして、運行維持費補助金に190万円、バス停設置委託料に310万円を計上し、公共交通サービスを提供することで、地域の方々の移動手段を確保してまいります。

さらに、空き家バンク制度の活用によりまして、本市に転入をされまして、中古住宅の購入やリフォームを行う子育て世帯、若年世帯への助成金として670万円を計上し、中間市への定住促進を図るとともに、市内の高齢者世帯の方が住みかえをされる場合の引っ越し費用助成金といたしまして、100万円を計上いたしております。

民生費におきましては、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談、家計相談、就労準備支援等を実施する市民生活相談センターを設立、運営する経費といたしまして2,100万円を計上し、生活保護に至る前段の自立強化を図ってまいります。

労働費につきましては、まだまだ厳しい雇用情勢の中、本市といたしまして、離職者、失業者の雇用の確保を図るため、本市独自の緊急雇用対策といたしまして、1,370万円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農村環境整備事業といたしまして、中底井野地区の農業用水路整備工事費、及び下大隈地区のポンプ設置工事費といたしまして1,460万円を計上し、農業生産力の向上を図ってまいります。

商工費につきましては、遠賀川水源地ポンプ室を初めとする観光資源を有効活用し、観

光客誘致につなげるため、レンタサイクル事業の新規実施、フットパス事業のさらなる推進を目指すまちづくり事業に2,860万円を計上いたしております。

土木費につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用した道路整備事業、及び公共施設等の案内サイン設置事業等をあわせた道路新設改良費といたしまして、3億1,630万円を計上し、インフラ整備を推進することで生活空間の安全・安心確保を図っております。

また、中鶴地区の老朽化した市営住宅建てかえに向けましたPFI事業の調査に係る費用といたしまして450万円計上し、地区全体の新たなまちづくりに向けた取り組みを推進してまいります。

消防費につきましては、扇ヶ浦地区に防火水槽を設置する費用といたしまして900万円、消防団の第5分団格納庫改修事業に240万円、全戸配布いたします洪水ハザードマップ作成経費といたしまして100万円をそれぞれ計上し、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりの予算といたしております。

教育費につきましては、市内全ての小中学校を対象といたしました空調施設整備事業に3億3,310万円を計上し、快適な教育環境整備を推進するとともに、現在、小学校3年生までの対応としております35人学級を1学年引き上げ、小学4年生までとし、児童一人一人に合ったきめ細かな対応を広げることとしており、ハード、ソフト両面において、学校教育環境のさらなる向上を図ってまいります。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げます。

地方自治体における歳入予算の根幹でございます市税であります。国における経済対策の効果がまだあらわれていないことから、市民税は個人、法人ともに、前年度と比べ落ち込み、合わせて3,560万円の減額となっております。

家屋増加等による固定資産税の増額はありますが、市税総額で39億110万円、前年度と比べ750万円の減額となっております。

歳入におけますもう一つの柱でございます地方交付税につきましては、国の地方財政対策においては、前年度と比べ減額となっていることから、普通交付税においては、前年度と比べ1億5,580万円減額の45億4,140万円を計上いたしております。

また、消費税増税に伴い地方消費税交付金は、前年度と比べまして2億3,250万円増額の6億8,250万円と大きく伸びております。

基金繰入金につきましては、一部事業を前年度に前倒し、有利な財源の確保を図るとともに、一部事業の見直し等により、前年度から2,700万円減額の3億8,610万円を計上いたしております。

しかしながら、前年度と同様に基金繰り入れの予算となっており、自主財源比率が低い本市におきましては、平成27年度以降も安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的かつ適正に実施されるよう、引き続き行財政改革に取り組む所存でございます。

以上によりまして、平成27年度一般会計予算は、前年度と比較いたしまして、1億

3,700万円の増額、率にして0.8%増の歳入歳出それぞれ173億5,510万円を計上いたしております。

どうぞご審議の程、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、第20号議案平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費といたしまして40億5,170万円、後期高齢者支援金等といたしまして6億8,390万円、介護納付金といたしまして2億7,120万円、共同事業拠出金といたしまして15億6,680万円、保健事業費といたしまして3,640万円、これらに伴う事務費を総務費といたしまして9,740万円計上いたしております。

次に、歳入におきましては、国民健康保険税といたしまして9億5,370万円を計上いたしております。この内訳といたしまして、医療給付費分が6億6,230万円、介護納付金分が4,590万円、後期高齢者支援金分が2億4,550万円でございます。

また、国庫支出金といたしまして14億8,290万円、療養給付費交付金といたしまして3億1,800万円、前期高齢者交付金といたしまして16億9,840万円、県支出金といたしまして3億1,200万円、共同事業交付金といたしまして14億3,450万円、繰入金といたしまして4億1,110万円、諸収入といたしまして1億890万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,057万円とするものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、第21号議案平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず歳出につきましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費といたしまして、臨時職員賃金170万円、弁護士委託料30万円などを計上いたしております。

次に、歳入につきましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金といたしまして220万円、貸付金の元利収入といたしまして110万円を計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ344万円とするものでございます。今後とも、貸付金の回収に最大限努力する所存でございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、第22号議案平成27年度中間市地域下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理委託料を5,590万円、両下水処理場の修繕料及び光熱水費を2,240万円、事務処理に要する経費を340万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、下水道使用料を6,260万円、一般会計繰

入金を2,690万円計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,955万円とするもので、前年度より100万円減額いたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、23号議案平成27年度中間市公共下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、長津一丁目地区ほか22地区で実施いたします管渠築造工事を8億500万円、土手ノ内幹線ほか6地区の実施設計業務委託料を1億5,000万円、ガス管及び水道管移設補償費を1億3,400万円、流域下水道処理負担金を3億510万円、公債費の元金償還金を4億9,730万円、同じく利子償還金を2億4,200万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、下水道受益者負担金を5,560万円、下水道使用料を3億9,200万円、一般会計繰入金を6億4,780万円、公共下水道事業費国庫補助金を3億7,400万円、公共下水道事業債を7億7,650万円計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,295万円とするもので、前年度より3,108万円増額いたしております。

財政状況の厳しい中、単独事業費を減額し、国庫補助対象事業費を増額するなど、国庫補助事業を積極的に活用し、効率的な事業運営に努めてまいります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第24号議案平成27年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず歳出といたしまして、借入金の元金と利子を合わせました償還金といたしまして660万円、公有財産購入費といたしまして10万円を計上いたしております。これによりまして、平成17年度に借り入れました地方債5,000万円の償還が、平成27年度末で完了する見込みとなっております。

次に、歳入といたしましては、一般会計からの繰入金として660万円、市債といたしまして10万円を計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ679万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第25号議案平成27年度中間市介護保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出における主なものといたしましては、介護サービス利用に伴う保険給付費といたしまして44億6,670万円、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費といたしまして1億570万円、総務費といたしまして1億3,000万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものとしたしましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料といたしまして9億7,810万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金といたしまして10億5,810万円、支払基金交付金といたしまして12億5,860万円、県支出金といたしまして6億6,940万円、繰入金といたしまして7億3,060万円を計上いたしております。

本市におきましては、昨年6月から本年2月まで、第6期中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会を開催し、介護保険法に定める3年に1度の事業計画の見直しを行った結果、介護保険料の見直しに伴い、保険料収入を増額いたしております。

以上によりまして、保険事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ47億342万円を計上しております。

次に、サービス事業勘定の歳出の主なものとしたしまして、職員人件費、嘱託職員人件費及び予防給付ケアプラン作成委託料等を含む居宅介護支援事業費といたしまして、4,350万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものとしたしましては、予防給付費収入といたしまして、4,350万円を計上いたしております。

以上によりまして、サービス事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ4,357万円を計上いたしております。

介護保険制度のさらなる充実のため、高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、超高齢化社会においても、適正な介護給付とさらなる介護予防事業の充実を図り、本市の保健福祉関連施策の安定的な運営に努力してまいり所存でございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、第26号議案平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものとしたしましては、一般管理費といたしまして250万円、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金といたしまして7億5,140万円、保険料の還付加算金及び過年度還付金といたしまして、50万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものとしたしましては、後期高齢者医療保険料といたしまして5億7,520万円、一般会計繰入金といたしまして、1億7,900万円を計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,484万円とするものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第27号議案平成27年度中間市水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成27年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせまして2万7,554戸を予定し、年間の総配水量を649万立方メートル。1日当たりの平均配水量を1万7,778立方

メートルといたしまして、年間有収水量を580万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

水道事業収益につきましては、11億886万円を計上いたしております。その主な収益といたしましては、給水収益の9億4,664万円でございます。

また、水道事業費用につきましては、10億8,295万円を計上いたしております。その結果、平成27年度は消費税を含めまして、2,591万円の利益を見込んでいるところでございます。

次に、資本的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

資本的収入につきましては、1億4,022万円を計上し、その主な収入といたしましては、負担金2,797万円及び企業債1億円でございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費、企業債償還元金等で、6億3,094万円を計上いたしております。この内容といたしましては、配水管の老朽化に伴う配水管布設替工事を重点的に行うものとしております。

主な工事といたしましては、中間地区におきまして、県道中間水巻線配水管布設替工事など19件。また、遠賀地区におきましては、町道島津若松線ほかの配水管布設替工事など5件で、総件数24件を予定いたしております。

以上により、平成27年度の建設改良事業につきましては、総事業費4億1,744万円をもって実施することとしております。

なお、資本的収支の不足額4億9,072万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、第28号議案平成27年度中間市病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

収入につきましては、病院事業収益を21億7,249万2,000円計上いたしております。このうち、医業収益を20億1,094万円計上しております。この収益の内訳といたしましては、入院収益7億9,334万円、外来収益11億1,321万円、負担金4,779万円、その他医業収益5,659万円でございます。

また、医業外収益を1億6,153万円計上いたしております。その主なものといたしましては、他会計補助金5,835万円、負担金交付金3,472万円、長期前受金戻入6,098万円でございます。

また、支出につきましては、病院事業費用を21億7,137万3,000円計上いたしております。その主なものといたしましては、医業費用において給与費を10億8,484万円、薬品等材料費を6億5,608万円、委託料等経費を3億963万円、減価償却費を8,773万円、資産減耗費を100万円計上し、医業外費用において支払利息を1,745万円、特別損失において700万円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入につきましては、資本的収入を1億21万2,000円計上いたしております。その主なものといたしましては、固定資産整備企業債5,000万円、他会計負担金5,021万円でございます。

また、支出につきましては、資本的支出を1億3,696万3,000円計上いたしております。その主なものといたしましては、器械備品等購入費5,250万円、企業債償還金8,446万円でございます。

なお、資本的支出に対する収入不足額3,675万円につきましては、損益勘定留保資金で全額を補填する予定といたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計予算10件に対する質疑は、3月13日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第33. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第33、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において宮下寛君及び下川俊秀君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 宮 下 寛

議 員 下 川 俊 秀